

産業廃棄物の規制事務に係る国・都道府県の役割分担について

1. 問題の背景

これまで、処理される場所の都道府県でその区域外から搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきた。このため、産業廃棄物の処理に対する不信感が増大し、他人の不要物を自分の地域で処理することに対する忌避感とあいまって、施設設置などをめぐって紛争にまで至る事態が各地で多発してきた。

このように不適正処理や施設設置などをめぐる紛争が多発してきたという状況と、産業廃棄物が処理される場所の地方公共団体が一方的にこうした状況に対処しなければならないということが、産業廃棄物行政における国と都道府県の責任分担の明確化と、責任分担を踏まえた事務区分の整理に関する議論の根底にある問題である。

2. これまでの考え方及び議論の整理

このような根本的な問題を解決していくという視点から、産業廃棄物は不適正な処理が行われがちであるという点を根本的に改めるため、排出事業者責任の徹底強化を図るとともに、処理業者に対する規制を徹底することで、悪質業者を淘汰し、優良業者が優位に立てるような方向にもっていき、もって、民間の産業廃棄物の処理体制の適正化、優良化を図るということを主眼とする廃棄物処理法の累次の制度改正が行われてきた。

悪質業者を淘汰し、優良業者が優位に立てるような方向を確立し、民間の産業廃棄物の処理体制の適正化、優良化を図る、いわば産業廃棄物処理の分野の構造改革を実現するためには、産業廃棄物行政懇談会の報告書に指摘されるように、発生場所と処理される場所の地方公共団体の立場の違いを乗り越えて、都道府県と国が一体となって取組む必要がある。

こうしたことを踏まえ、目指している民間の処理体制構築を基本とする構造改革を実現するという観点や、構造改革の実現のために都道府県と国の一体となった取組を強化するという観点から、国の役割の明確化・強化について検討することが重要である。

このように、役割分担については、問題解決に役立てるという視点から検討されるべきであり、その上で、事務区分については、事務の性質にかんがみて、自ずと整理されるものである。

3. 問題解決という視点から検討すべき事項

現在、産業廃棄物行政については、都道府県が規制事務(事業許可・施設許可・許可取消し等の行政処分、改善命令・措置命令等の行政命令等)を実施し、国は都道府県が規制事務を実施するために必要な事務処理基準の設定、助言等を行っているほか、都道府県が廃棄物処理計画の策定、公共関与による施設整備等を行い、国は基本方針を定めるとともに、公共関与による最終処分場等の施設整備を行う都道府県に対する財政的支援を行っている。

2. に示すとおり、発生する場所と処理される場所の地方公共団体の立場の違いを乗り越えて、悪質業者を淘汰し優良業者が優位に立てるようにするため、民間による処理体制構築を基本とする構造改革を実現するという観点及びそのための都道府県と国の一体となった取組を強化するという観点から、国の役割を明確化・強化すべき事項を検討することが適切である。

これらの観点から、検討すべき課題としては、広域的な不法投棄事案への対応について国が積極的に役割を果たすこと、国の基本方針の策定事項の充実を図ること、策定に当たって都道府県と調整を図ることが考えられる。

また、国・都道府県の役割分担に限られるものではないが、構造改革を実現するという観点からは、民間の処理体制確保を促進するため、普及啓発、処理業者のさらなる優良化、優良な施設の立地促進を図るといった方策や、不法投棄防止の強化策についても検討することが必要である。